

# 競争参加資格（物品の製造・販売等）の申請方法が変わります。 （令和4年度以降分から）

## 【変更点】

全省庁統一資格を申請する方は、当法人に対する競争参加資格登録申請は不要となりました。

- ・ 電子入札システム※を利用する場合は、事前に利用者登録が必要です。  
業者番号（利用者登録に必要）は、「独立行政法人国立印刷局のホームページ（URL:<https://www.npb.go.jp>）」「調達・財務情報」に掲載予定（令和4年4月頃）の「競争資格者名簿」を参照願います。  
（既に利用者登録済の場合は、そのままご利用いただけます。）

※電子入札システム（ポータルサイト）  
（URL:<https://www.npb.go.jp/ja/guide/finance/portal/index.html>）



## 独立行政法人国立印刷局令和4・5・6年度競争参加資格（物品の製造・販売等）申請の概要

- ◆申請期間 : 令和4年2月1日から3月4日まで（3月7日以降は随時受付）
- ◆申請方法 : 独立行政法人国立印刷局のホームページ（URL:<https://www.npb.go.jp>）「調達・財務情報」から、申請方法を確認することができます。

（注）国立印刷局が行う一般競争入札等に参加するためには、「競争参加資格」が必要です。  
・ 国立印刷局が付与する競争参加資格 ⇒ 国立印刷局にのみ有効  
・ 全省庁統一資格 ⇒ 国立印刷局及び財務省等他の機関に有効

### 【問合せ先】

（独）国立印刷局財務部契約課資格審査受付  
電話 03 - 3587 - 4514  
03 - 3587 - 4306